

銀行振込などによる公売保証金の納付手続き

KSI 官公庁オークションの富士吉田市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申込を行った後、この手続きを行ってください。

公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は売却区分ごとに必要となります。必ず、入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認したうえで、以下の手続きを行ってください。

1. 公売保証金納付申告書兼返還請求書兼口座振替依頼書の提出

(1) 公売保証金を銀行振込などにより納付される方は、下の「公売保証金納付申告書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、太枠内を記入し、捺印し、下記送付先まで持参、もしくは書留郵便（配達証明等）にて送付してください。

(2) 「公売保証金納付申告書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された氏名、住所、電話番号、KSI 官公庁オークション ID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、公売保証金の返還手続きの完了まで変更できませんのでご注意ください。

※印鑑は必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。

送付先	〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1 富士吉田市役所 収税課 収税担当あて
-----	---

2. 公売保証金の納付

(1) 公売保証金納付申告書兼返還請求書兼口座振替依頼書を受領した後、記載されているメールアドレス宛に納付方法を記載したメールを送ります。

(2) メールのご案内にしたがって、公売保証金を納付してください。公売物件により、納付方法が異なります。

- ・ア銀行振込
- ・イ現金書留による送付

現金書留の損害賠償額は、50万円までです。

- ・ウ現金または銀行振出小切手の窓口への直接持参

小切手は、山梨県内の手形交換所所管のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りです。

- ・エ郵便為替による納付

郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

(3) 公売物件が農地法上の農地を含む場合、公売保証金の納付と併せて、農業委員会などから交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。公売保証金の納付と買受適格証明書の両方が確認できた方のみ、公売参加申込手続きが完了します。

(4) 公売保証金の納付が確認できましたら、本申込みとなります。

3. 公売保証金の返還

返還する公売保証金は、公売保証金納付申告書兼返還請求書兼口座振替依頼書に記載された公売参加申込者名義の金融機関口座へ振り込みます。

(1) 落札者（最高価申込者）および次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。この場合、入札終了後約 4 週間程度要することがあります。

(2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）が代金を納付した場合などに返還します。この場合、返還までに約 4 週間程度要することがあります。

(3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合およびインターネット公売全体が中止された場合は、中止後に納付された公売保証金を返還します。この場合、返還までに公売中止後約 4 週間程度要することがあります。

(4) 国税徴収法第 108 条第 1 項に該当する公売参加申込者の公売保証金は、返還しません。